

第 10 章 医療法人承継税制

10-7 個別（2）基準

Q10-7

みなし贈与・非課税要件の一つとされる個別（2）基準について教えて下さい。

A10-7

みなし贈与・非課税要件の一つとされる個別（2）基準は、解釈通知第 2 の次のいずれかを充足すること（または、2 つとも充足でも可）です。

A 現行基準 (解釈通知第 2・(3) 又の(ハ)・特定医療法人)	B 新基準 (解釈通知第 2・(3) 又の(イ)と(ロ)・社会医療法人)
① 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上	① 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80%以上 ※社会保険診療等に介護保険および助産に係る 1 分娩 50 万円以下の収入金額を追加
② 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	② 自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
③ 医業収入が医業費用の 150%以内	③ 医業収入が医業費用の 150%以内
④ 役職員に対する報酬等が 3,600 万円以下	④ 役員および評議員に対する報酬等の支給基準を明示
⑤ 40 床以上または救急告示病院 (病院の場合) 15 床以上および救急告示診療所 (診療所の場合)	⑤ 病院または診療所の名称が 4 疾病 5 事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
⑥ 差額ベッドが全病床数の 30%以下	⑥ なし